

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	法人番号	交付決定額	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為のないし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
								公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	継続支出の有無	
内閣府	平成28年度 被災者生活再建支援金補助金(4月分第1~3回)	公益財団法人都道府県会館 東京都千代田区平河町2-6-3	2010005003854	77,812,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年6月3日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成28年度 被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災 4月分)	公益財団法人都道府県会館 東京都千代田区平河町2-6-3	2010005003854	1,117,100,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年6月3日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成28年度 被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災 5月分)	公益財団法人都道府県会館 東京都千代田区平河町2-6-3	2010005003854	648,300,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年7月11日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成28年度被災者生活再建支援金補助金(5月分第4~7回)	公益財団法人都道府県会館 東京都千代田区平河町2-6-3	2010005003854	48,687,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年7月11日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成28年度 被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災 6月分)	公益財団法人都道府県会館 東京都千代田区平河町2-6-3	2010005003854	1,057,800,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年8月12日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有

内閣府	平成28年度被災者生活再建支援金補助金(6月分第8~9回)	公益財団法人都道府県会館 東京都千代田区平河町2-6-3	2010005003854	49,562,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年8月23日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成28年度被災者生活再建支援金補助金(6月分第10回)	公益財団法人都道府県会館 東京都千代田区平河町2-6-3	2010005003854	892,312,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年8月23日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成28年度 被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災 7月分)	公益財団法人都道府県会館 東京都千代田区平河町2-6-3	2010005003854	925,200,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年9月15日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成28年度被災者生活再建支援金補助金(7月分第11~17回)	公益財団法人都道府県会館 東京都千代田区平河町2-6-3	2010005003854	39,250,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年9月15日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成28年度被災者生活再建支援金補助金(7月分第18回)	公益財団法人都道府県会館 東京都千代田区平河町2-6-3	2010005003854	1,640,937,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年9月15日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有

内閣府	平成28年度 被災者生活再 建支援金補助金（東日本大 震災8月分）	公益財団法人都道府県会館 東京都千代田区平河町2-6- 3	2010005003854	364,300,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助 金	平成28年10月13日	公財	国認定	被災者生活再建支 援法第6条に基づき 指定された被災者 生活再建支援法人 が災害によりその生 活基盤に著しい被 害を受けた者に対 し、生活の安定を目 的として支給する支 援金であり必要不 可欠である。	有
内閣府	平成28年度 被災者生活再 建支援金補助金（8月分）	公益財団法人都道府県会館 東京都千代田区平河町2-6- 3	2010005003854	2,918,625,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助 金	平成28年10月13日	公財	国認定	被災者生活再建支 援法第6条に基づき 指定された被災者 生活再建支援法人 が災害によりその生 活基盤に著しい被 害を受けた者に対 し、生活の安定を目 的として支給する支 援金であり必要不 可欠である。	有
内閣府	平成28年度 被災者生活再 建支援金補助金（東日本大 震災9月分）	公益財団法人都道府県会館 東京都千代田区平河町2-6- 3	2010005003854	1,523,700,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助 金	平成28年11月8日	公財	国認定	被災者生活再建支 援法第6条に基づき 指定された被災者 生活再建支援法人 が災害によりその生 活基盤に著しい被 害を受けた者に対 し、生活の安定を目 的として支給する支 援金であり必要不 可欠である。	有
内閣府	平成28年度 被災者生活再 建支援金補助金（9月分）	公益財団法人都道府県会館 東京都千代田区平河町2-6- 3	2010005003854	2,117,187,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助 金	平成28年11月8日	公財	国認定	被災者生活再建支 援法第6条に基づき 指定された被災者 生活再建支援法人 が災害によりその生 活基盤に著しい被 害を受けた者に対 し、生活の安定を目 的として支給する支 援金であり必要不 可欠である。	有
内閣府	平成28年度 被災者生活再 建支援金補助金（東日本大 震災10月分）	公益財団法人都道府県会館 東京都千代田区平河町2-6- 3	2010005003854	771,300,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助 金	平成28年12月7日	公財	国認定	被災者生活再建支 援法第6条に基づき 指定された被災者 生活再建支援法人 が災害によりその生 活基盤に著しい被 害を受けた者に対 し、生活の安定を目 的として支給する支 援金であり必要不 可欠である。	有

内閣府	平成28年度 被災者生活再 建支援金補助金(10月分)	公益財団法人都道府県会館 東京都千代田区平河町2-6- 3	2010005003854	1,358,000,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助 金	平成28年12月7日	公財	国認定	被災者生活再建支 援法第6条に基づき 指定された被災者 生活再建支援法人 が災害によりその生 活基盤に著しい被 害を受けた者に対 し、生活の安定を目 的として支給する支 援金であり必要不 可欠である。	有
内閣府	被災者生活再建支援金補助 金(東日本大震災11月分)	公益財団法人都道府県会館 東京都千代田区平河町2-6- 3	2010005003854	664,800,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助 金	平成29年1月16日	公財	国認定	被災者生活再建支 援法第6条に基づき 指定された被災者 生活再建支援法人 が災害によりその生 活基盤に著しい被 害を受けた者に対 し、生活の安定を目 的として支給する支 援金であり必要不 可欠である。	有
内閣府	被災者生活再建支援金補助 金(11月分)	公益財団法人都道府県会館 東京都千代田区平河町2-6- 3	2010005003854	1,305,062,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助 金	平成29年1月16日	公財	国認定	被災者生活再建支 援法第6条に基づき 指定された被災者 生活再建支援法人 が災害によりその生 活基盤に著しい被 害を受けた者に対 し、生活の安定を目 的として支給する支 援金であり必要不 可欠である。	有
内閣府	平成28年度 被災者生活再 建支援金補助金 (東日本大 震災12月分)	公益財団法人都道府県会館 東京都千代田区平河町2-6- 3	2010005003854	1,024,700,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助 金	平成29年2月1日	公財	国認定	被災者生活再建支 援法第6条に基づき 指定された被災者 生活再建支援法人 が災害によりその生 活基盤に著しい被 害を受けた者に対 し、生活の安定を目 的として支給する支 援金であり必要不 可欠である。	有
内閣府	平成28年度 被災者生活再 建支援金補助金 (12月分)	公益財団法人都道府県会館 東京都千代田区平河町2-6- 3	2010005003854	1,340,375,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助 金	平成29年2月1日	公財	国認定	被災者生活再建支 援法第6条に基づき 指定された被災者 生活再建支援法人 が災害によりその生 活基盤に著しい被 害を受けた者に対 し、生活の安定を目 的として支給する支 援金であり必要不 可欠である。	有

内閣府	平成28年度 被災者生活再 建支援金補助金(東日本大 震災1月分)	公益財団法人都道府県会館 東京都千代田区平河町2-6- 3	2010005003854	779,000,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助 金	平成29年2月23日	公財	国認定	被災者生活再建支 援法第6条に基づき 指定された被災者 生活再建支援法人 が災害によりその生 活基盤に著しい被 害を受けた者に対 し、生活の安定を目 的として支給する支 援金であり必要不 可欠である。	有
内閣府	平成28年度 被災者生活再 建支援金補助金(1月分)	公益財団法人都道府県会館 東京都千代田区平河町2-6- 3	2010005003854	1,188,312,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助 金	平成29年2月28日	公財	国認定	被災者生活再建支 援法第6条に基づき 指定された被災者 生活再建支援法人 が災害によりその生 活基盤に著しい被 害を受けた者に対 し、生活の安定を目 的として支給する支 援金であり必要不 可欠である。	有
内閣府	平成28年度 被災者生活再 建支援金補助金(東日本大 震災2月分)	公益財団法人都道府県会館 東京都千代田区平河町2-6- 3	2010005003854	942,700,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助 金	平成29年3月14日	公財	国認定	被災者生活再建支 援法第6条に基づき 指定された被災者 生活再建支援法人 が災害によりその生 活基盤に著しい被 害を受けた者に対 し、生活の安定を目 的として支給する支 援金であり必要不 可欠である。	有
内閣府	平成28年度被災者生活再 建支援金補助金(2月分)	公益財団法人都道府県会館 東京都千代田区平河町2-6- 3	2010005003854	1,263,562,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助 金	平成29年3月14日	公財	国認定	被災者生活再建支 援法第6条に基づき 指定された被災者 生活再建支援法人 が災害によりその生 活基盤に著しい被 害を受けた者に対 し、生活の安定を目 的として支給する支 援金であり必要不 可欠である。	有
内閣府	被災者生活再建支援金補助 金(3月分)	公益財団法人都道府県会館 東京都千代田区平河町2-6- 3	2010005003854	874,187,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助 金	平成29年3月30日	公財	国認定	被災者生活再建支 援法第6条に基づき 指定された被災者 生活再建支援法人 が災害によりその生 活基盤に著しい被 害を受けた者に対 し、生活の安定を目 的として支給する支 援金であり必要不 可欠である。	有

内閣府	平成28年度 被災者生活再 建支援金補助金（東日本大 震災3月分）	公益財団法人都道府県会館 東京都千代田区平河町2-6- 3	2010005003854	749,800,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助 金	平成29年3月30日	公財	国認定	被災者生活再建支 援法第6条に基づき 指定された被災者 生活再建支援法人 が災害によりその生 活基盤に著しい被 害を受けた者に対 し、生活の安定を目 的として支給する支 援金であり必要不 可欠である。	有
-----	-----------------------------------------	-------------------------------------	---------------	-------------	--------------	-------------------	------------	----	-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。